

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月20日
【発行者名】	楽天投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 色川 徹
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川四丁目12番3号 品川シーサイド 楽天タワー 23F
【事務連絡者氏名】	菅沼 和紀 連絡場所：東京都品川区東品川四丁目12番3号 品川シーサイド 楽天タワー 23F
【電話番号】	03 - 6717 - 1900
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	楽天グローバル・バランス（安定型） 楽天グローバル・バランス（成長型） 楽天グローバル・バランス（積極型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	各ファンド1,500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

楽天グローバル・バランス（安定型）

楽天グローバル・バランス（成長型）

楽天グローバル・バランス（積極型）

ただし、上記3ファンドまたは各ファンドの愛称として、「豊饒の木」（ほうじょうのき）という名称を用いる場合があります。

（以上を総称して、以下「ファンド」または「各ファンド」といいます。必要に応じて、楽天グローバル・バランス（安定型）を「安定型」、楽天グローバル・バランス（成長型）を「成長型」、楽天グローバル・バランス（積極型）を「積極型」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、下記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。ファンドの委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド1,500億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。基準価額は販売会社にてご確認いただけます。また、基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。詳しくは、下記（８）の照会先までお問い合わせください。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た価額をいいます。なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示します。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、3.24%（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記（８）の照会先までお問い合わせください。

ただし、「累積投資コース」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

各ファンド間の乗り換え（以下「スイッチング」^{*}）といいますが、別途販売会社の定める手数料が適用されることがあります。

* スwitchingについては、下記「（12）その他 スwitching」をご参照ください。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」¹または「償還前乗換え」²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができます。ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等が販売会社毎に異なりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

1「償還乗換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行なった販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行なった販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。ただし「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

申込単位の詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成26年11月21日から平成27年11月19日まで。

お申込みの受付は、委託会社および販売会社の営業日に行ないます。ただし、ニューヨーク、ロンドン証券取引所の休業日およびニューヨーク、ロンドンにおける銀行休業日にはお申込みの受付は行ないません。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行ないます。

なお、販売会社については、下記照会先にお問い合わせください。

委託会社のお問合せ先

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6717-1900

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める所定の日までにお支払いください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を經由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定するファンドの口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社に払い込むものとします。

なお、販売会社については、上記(8)の照会先までお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込代金には利息を付けません。

日本以外の地域における発行は行ないません。

ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。ただし、販売会社によっては、「累積投資コース」であっても収益分配金を自動的に再投資しない旨を取得申込者が指示することが可能な場合があります。また、「累積投資コース」を取扱う販売会社が累積投資契約に基づく定時定額購入サービス(名称の如何を問わず同種の契約を含みます。)を取扱う場合があります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますので、ご注意ください。

「累積投資コース」を利用される場合、取得申込者は、販売会社との間で累積投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約を締結する必要があります。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。また、累積投資契約に基づく定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間でファンドの定時定額購入サービスに関する取り決めを行なうものとします。

スイッチング

各ファンド間でスイッチングを行なうことができます。(一方の換金と他方の購入を同時に申し込んだものをスイッチングとして取扱います。)ただし、ニューヨーク、ロンドン証券取引所の休業日およびニューヨーク、ロンドンにおける銀行休業日にはお申込みの受付は行ないません。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

なお、スイッチングに際しては別途販売会社の定める手数料率が適用されることがあります。また、スイッチングによって取得申込みをする場合のファンドの発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。詳しくは「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

上記にかかわらず、販売会社によってはスイッチングの取扱いを行なわない場合があります。また、販売会社によっては、安定型・成長型・積極型いずれかのファンドのみの取扱いを行なう場合があります。これに伴いスイッチングの取扱いを行なわないことがあります。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考) 投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(以下「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、世界各国の取引所に上場されている投資信託証券への投資を通じて、世界（日本を含みません。）の株式、債券、不動産投資信託（REIT）、商品（コモディティ）へ実質的に分散投資を行ない、長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

信託金限度額

受益権の信託金限度額は各ファンドにつき1兆円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「追加型／内外／資産複合」に分類されます。ファンドの商品分類は、以下の通りです。ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行ないます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信 その他資産
	内外	() 資産複合

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

該当する商品分類表（網掛け表示部分）の定義

追加型	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産の複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式	年 1 回	グ ロ ー バ ル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あ り ()
一 般 大 型 株 中 小 型 株	年 2 回	日 本 北 米	ファンド・	な し
債 券	年 4 回	欧 州 ア ジ ア	オブ・ファ ンズ	
一 般 公 債 社 債 そ の 他 債 券	年 6 回 (隔月)	オ セ ア ニ ア 中 南 米 ア フ リ カ		
クレジット属性 ()	年 12 回 (毎月)	中 近 東 (中東) エ マ ー ジ ン グ		
不 動 産 投 信 そ の 他 資 産 (投資信託証券(資産 複合(株式、債券、不 動産投信、商品先物) 資産配分固定型))	日 々 そ の 他 ()			
資 産 複 合 () 資 産 配 分 固 定 型 資 産 配 分 変 更 型				

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

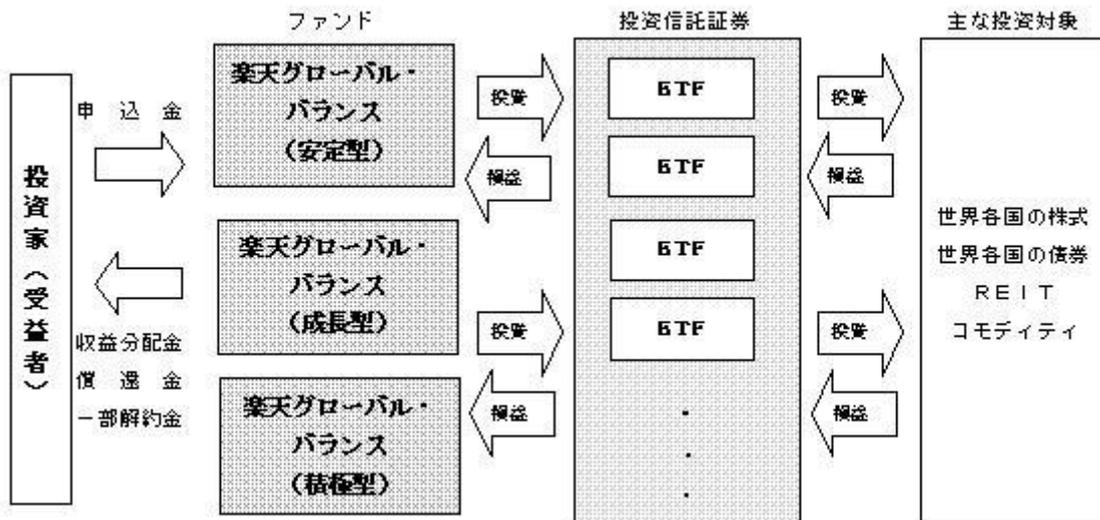
属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

該当する属性区分表（網掛け表示部分）の定義

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信、商品先物）資産配分固定型））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式、債券、不動産投信および商品先物を投資収益の主たる源泉とし、その組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

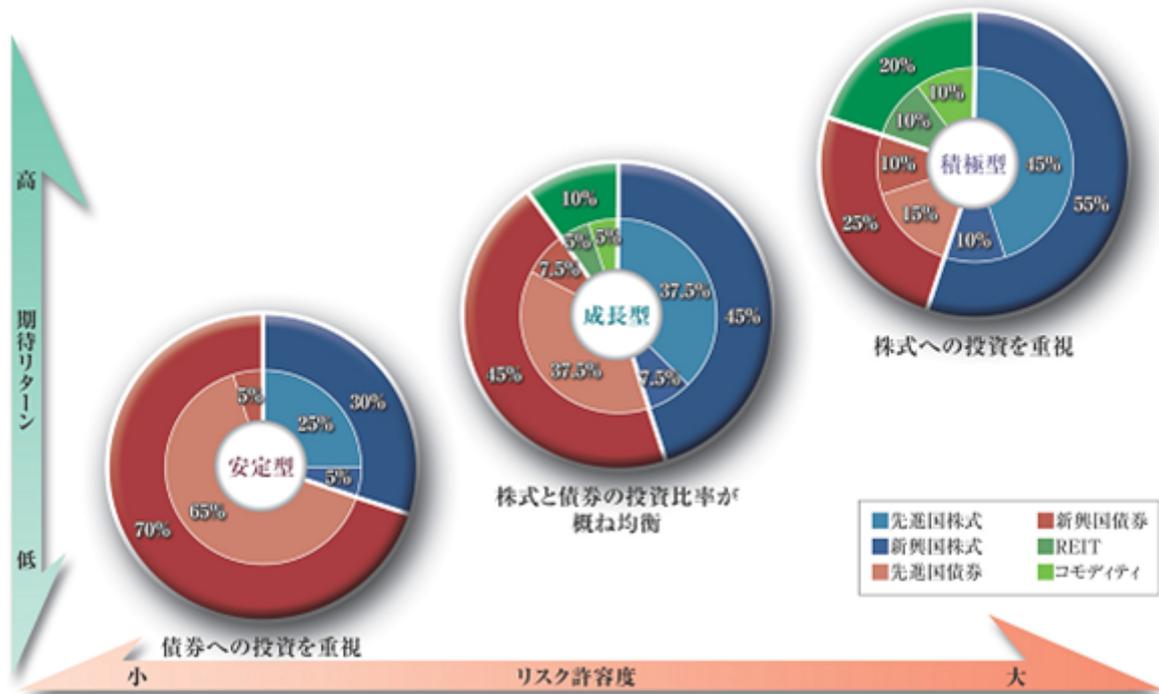
(参考) ファンド・オブ・ファンズの仕組み



ファンドの特色

長期投資を目的とし、資金の特性に応じて3種類のファンドをご用意しました。

- ・理想的な資産形成のために、リスク許容度等、資金の特性に応じて「安定型」「成長型」「積極型」の3つのファンドよりお選びいただけます。
- 「安定型」債券への投資を重視することで、安定的な収益確保を目指します。
- 「成長型」株式と債券の投資比率を概ね均衡させ、REIT、コモディティも投資対象とし、着実な資産成長を目指します。
- 「積極型」株式への投資を重視し、REIT、コモディティのウェイトを高め、積極的な収益獲得を狙います。



資産クラス		構成割合		
		安定型	成長型	積極型
株式	先進国株式	15～35%	30～45%	40～50%
	新興国株式	0～10%	2.5～12.5%	5～15%
債券	先進国債券	55～75%	30～45%	10～20%
	新興国債券	0～10%	2.5～12.5%	5～15%
その他	REIT	0%	0～10%	5～15%
	コモディティ	0%	0～10%	5～15%

上記の円グラフは、各ファンドならびに各資産クラスにおける構成割合の中間値（上限と下限の中間の値）を用いて楽天投信投資顧問株式会社が作成したイメージ図です。運用環境の変化等の理由により、実際のファンド運用における各資産クラスの構成割合は、原則として上表に示した範囲内となります。

上記はいずれも、2014年9月末現在です。

世界中の様々な資産にバランス良く分散投資します。

「楽天グローバル・バランス（安定型／成長型／積極型）」の組入対象
上場投資信託証券（ETF）への投資を通じて、世界中の株式、債券、不動産投資信託（REIT）、商品（コモディティ）等、様々な資産に幅広く分散投資します。

投資対象	内容
先進国株式	米国や世界の先進国における株式市場の動向を示す指数の価格または利回り等の実績に概ね対応する投資成果（手数料および経費控除前）をあげることがを目標とします。
新興国株式	新興国における株式市場の動向を示す指数の価格または利回り等の実績に概ね対応する投資成果（手数料および経費控除前）をあげることがを目標とします。
先進国債券	米国や世界の先進国における債券市場の動向を示す指数の価格または利回り等の実績に概ね対応する投資成果（手数料および経費控除前）をあげることがを目標とします。
新興国債券	新興国における債券市場の動向を示す指数の価格または利回り等の実績に概ね対応する投資成果（手数料および経費控除前）をあげることがを目標とします。
REIT	米国や世界の不動産投資信託（REIT）の動向を示す指数の価格または利回り等の実績に概ね対応する投資成果（手数料および経費控除前）をあげることがを目標とします。
コモディティ	コモディティ市場ならびに各コモディティの動向を示す指数の実績に概ね対応する投資成果（手数料および経費控除前）をあげることがを目標とします。

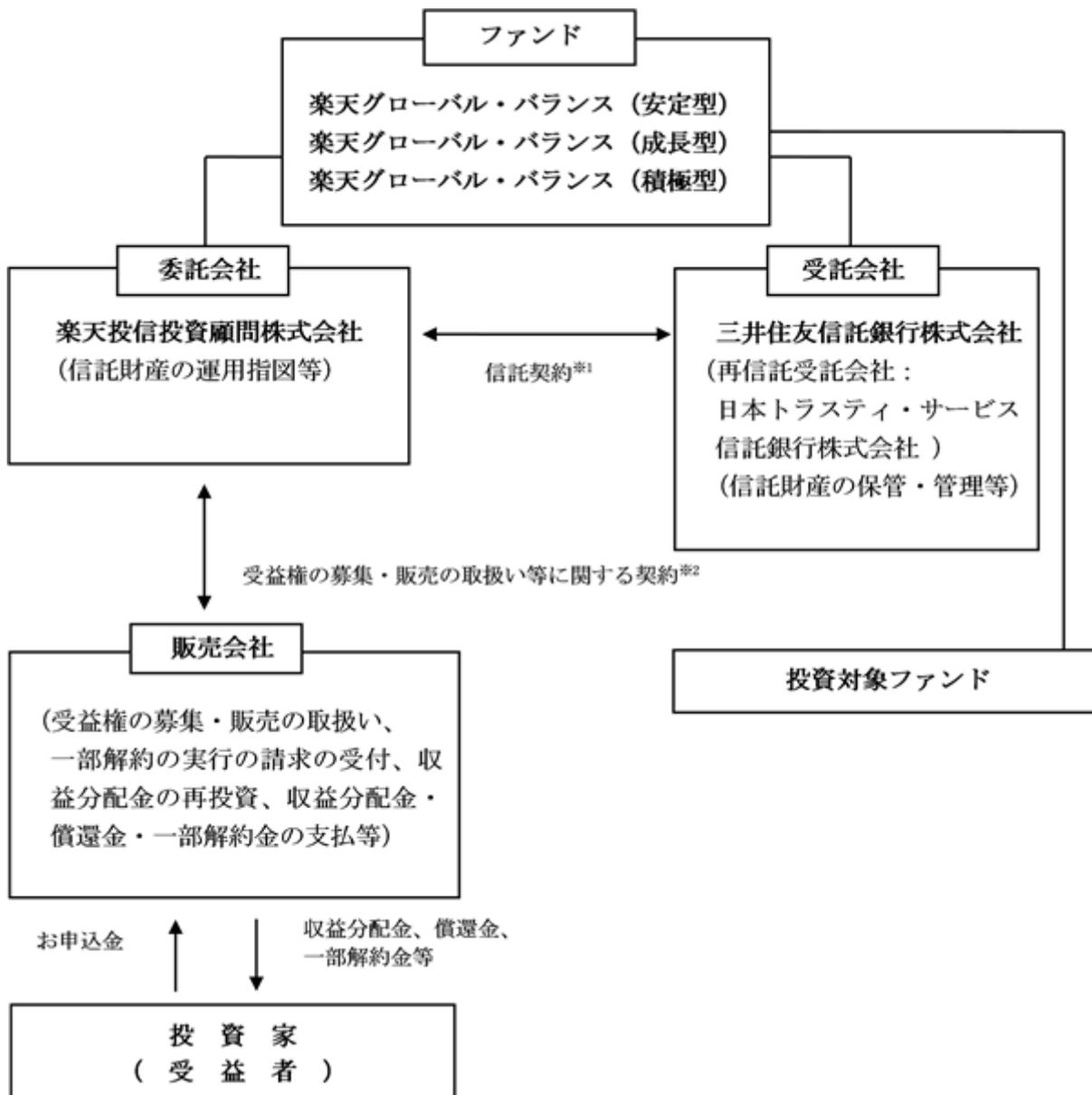
上記は、各投資対象に関する一般的な記述です。実際に組入れる投資信託証券は、原則として、上記の記述に概ね該当する投資信託証券になります。

（２）【ファンドの沿革】

平成21年8月7日 信託契約締結、当ファンドの設定日・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 「信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容等が含まれています。

2 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

投資信託を取扱うルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容等が含まれています。

委託会社の概況

イ．資本金の額（平成26年9月末日現在）

資本金 150百万円

ロ．会社の沿革

- 平成18年12月28日 : 「楽天投信株式会社」設立
 平成20年 1月31日 : 金融商品取引業者登録 [関東財務局長（金商）第1724号]
 平成21年 4月 1日 : 株式会社ポーラスター投資顧問と合併、
 商号を「楽天投信投資顧問株式会社」に変更

ハ．大株主の状況（平成26年9月末日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
楽天株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番3号	13,000 株	100 %

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資態度

- イ．主として、世界各国の取引所に上場されている投資信託証券への投資を通じて、世界（日本を含みます。）の株式、債券、不動産投資信託（REIT）、商品（コモディティ）へ実質的に分散投資を行ないます。
- ロ．投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券^{*}」といいます。）の中から、定性、定量評価等を考慮して選定した投資信託証券に分散投資することを基本とします。
- ハ．投資方針に従って選択した投資信託証券への資産クラスごとの資産配分は、別に定める基本資産配分とし、基本資産配分に対して概ね中立を維持します。ただし、市場環境の変化等を考慮して、構成する資産クラスやその基本資産配分が将来的に変更される場合があります。
- ニ．組入れた投資信託証券は、定期的モニターし、この信託全体のリスク分散等を考慮して、組入比率の調整を行ないます。また、組入れた投資信託証券の入替えを行なう場合もあります。
- ホ．組入れる上場投資信託証券は、指定投資信託証券から定性、定量評価等に基づき適宜見直しを行ないます。
- ヘ．投資信託証券への組入比率は、原則として高位を維持します。
- ト．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- チ．資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- * 指定投資信託証券は、2014年9月末日現在以下の通りです。
 世界各国の取引所に上場されている上場投資信託証券のうち、以下の資産クラスに該当する上場投資信託証券

先進国株式（米国、世界株式（除く米国））、新興国株式、先進国債券（米国、世界国債（除く米国））、新興国債券、不動産投資信託（REIT）、商品（コモディティ）

ファンドのベンチマーク

ファンドにはベンチマークを設けません。

運用方針

主な投資対象である指定投資信託証券については基本資産配分を設定します。各指定投資信託証券への基本資産配分は、各資産のリスク・リターン特性、資産間の相関等を考慮して決定します。各指定投資信託証券への配分は原則として基本資産配分に対して概ね中立を維持します。ただし、運用環境の変化により基本資産配分比率を変更または調整することがあります。

各指定投資信託証券への資産配分は、概ね投資信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。（2014年9月末日現在）

資産クラス		構成割合		
		安定型	成長型	積極型
株式	先進国株式	15～35%	30～45%	40～50%
	新興国株式	0～10%	2.5～12.5%	5～15%
債券	先進国債券	55～75%	30～45%	10～20%
	新興国債券	0～10%	2.5～12.5%	5～15%
その他	REIT	0%	0～10%	5～15%
	コモディティ	0%	0～10%	5～15%

ただし、上記の基本資産配分については、流動性の変化やリスク・リターン特性の変化等に対応して、将来的に、比率の変更または資産の変更を行なう可能性があります。

実際のポートフォリオは、基本資産配分を変更することなく、他の資産を一時的にポートフォリオに組入れる可能性があります。

（２）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．金銭債権
- ３．約束手形

ロ．次に掲げる特定資産以外の資産

- １．為替手形

投資対象とする有価証券

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。

- １．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- ２．コマーシャル・ペーパー
- ３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ５．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第１号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行なうことができます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

イ．上記 の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- ロ．投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- ハ．投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的としてまたは再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をことができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。

投資対象の候補とする投資信託証券の概要

以下は、平成26年9月末現在当ファンドが投資対象の候補とする投資信託証券の概要について、委託会社が知りうる情報を基に作成されたものです。

今後、記載事項は変更される場合があります。

ファンドの名称	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF
表示通貨	米ドル
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ500インデックスによって代表される米国の大型株の価格および利回り実績と同等水準の投資成果（報酬および経費控除前）を目指しています。
ファンドの関係法人	運用会社：ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ 受託者・事務代行者・保管銀行・名義書換代理人： ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

ファンドの名称	iシェアーズ MSCI EAFE ETF
表示通貨	米ドル
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、MSCI EAFE インデックスの価格及び利回りの実績に概ね対応する投資成果（手数料及び経費控除前）をあげることを目標としています。
ファンドの関係法人	運用会社：ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ 受託者・事務代行者・保管銀行・名義書換代理人： ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

ファンドの名称	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF
表示通貨	米ドル
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの価格及び利回りの実績に概ね対応する投資成果（手数料及び経費控除前）をあげることを目標としています。
ファンドの関係法人	運用会社：ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ 受託者・事務代行者・保管銀行・名義書換代理人： ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

ファンドの名称	iシェアーズ 世界国債UCITS ETF
表示通貨	米ドル
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、シティグループG7インデックスのパフォーマンスを反映したトータルリターンを提供することを目標としています。
ファンドの関係法人	運用会社：ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド 管理会社：ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド 保管銀行：ステート・ストリート・カストディアル・サービス・（アイルランド）・リミテッド 事務代行者：ステート・ストリート・ファンド・サービス・（アイルランド）・リミテッド

ファンドの名称	iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券UCITS ETF
表示通貨	米ドル
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、J.P.モルガンEMBIグローバル・コア・インデックスのパフォーマンスを反映したトータル・リターンを提供することを目標としています。
ファンドの関係法人	運用会社：ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド 管理会社：ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド 保管銀行：ステート・ストリート・カストディアル・サービス・（アイルランド）・リミテッド 事務代行者：ステート・ストリート・ファンド・サービス・（アイルランド）・リミテッド

ファンドの名称	iシェアーズ 米国不動産 ETF
表示通貨	米ドル
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、ダウ・ジョーンズ米国不動産インデックスの価格及び利回りの実績に概ね対応する投資成果（手数料及び経費控除前）をあげることを目標としています。
ファンドの関係法人	運用会社：ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ 受託者・事務代行者・保管銀行・名義書換代理人： ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

ファンドの名称	iシェアーズ S&P GSCI™ コモディティ・インデックス・トラスト
表示通貨	米ドル
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、iシェアーズ S&P GSCI™ コモディティ・インデックス・インベスティング・プール LLC（「投資プール」）への投資を通じて、S&P GSCI™ トータル・リターン指数の実績に概ね対応する投資成果（トラスト・投資プールの費用及び債務控除前）をあげることを目標としています。
ファンドの関係法人	運用会社(スポンサー)： iシェアーズ・デラウェア・トラスト・スポンサー・エルエルシー 受託者： ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ. 事務代行者： ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー デラウェア受託者： ウィルミントン・トラスト・カンパニー

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

- ・「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、経済環境や市場動向等の調査・分析に基づき、運用方針、運用計画等の運用に関する事項を協議・検討し、決定します。
- ・「運用会議」は、運用計画等に基づく運用の実施状況や投資環境・市場動向等を勘案して運用計画の変更の要否等の検討を行うなど、具体的な運用に関する事項を協議・検討します。
- ・運用部は「投資政策委員会」で決定された運用計画にしたがって運用を実行します。
- ・コンプライアンス部は、法令等、投資信託約款および社内規定等の遵守状況の確認を行います。

■ 投資政策委員会・・・毎月開催

- ・ 直近1ヵ月間の運用結果の評価と当面の投資環境に関する分析をもとに翌月の運用計画を検討し決定します。
- ・ 代表取締役社長を議長とし、運用部長、企画部長、調査部長、コンプライアンス部長で構成します。

**■ 運用会議・・・毎週開催**

- ・ 運用部による直近の運用状況報告と投資環境分析をもとに当面（向こう1週間）の具体的な運用方針を検討します。
- ・ 代表取締役社長、運用部長、企画部長、調査部長、コンプライアンス部長、運用担当で構成します。

**■ 運用部**

- ・ 投資政策委員会の決定した月次の運用計画にしたがい、ファンド毎に定められた運用の基本方針及び法令諸規則に則って運用を実行します。

**■ コンプライアンス委員会**

- ・ ファンドの運用成果の評価および運用にかかるリスクの分析・管理を行います。また、ファンドの運用成果、リスクの状況および法定等の遵守状況について、原則として月1回開催、取締役会に報告します。
- ・ 代表取締役社長、運用部長、企画部長、業務部長、総務管理部長、コンプライアンス部長で構成します。

運用体制は平成26年9月末現在のものであり、今後、変更になる場合があります。

当社では、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反取引管理規程」等の社内諸規則を設けております。また、「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

（４）【配分方針】

収益配分方針

毎決算時（毎年8月20日の年1回。ただし、休業日にあたる場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき配分を行ないます。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

イ．分配対象額の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ．分配対象額についての配分方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して配分金額を決定します。

ただし、必ず配分を行なうものではありません。

ハ．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

収益の分配方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ハ．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

イ．株式

株式への直接投資は行ないません。

ロ．投資信託証券

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ハ．外貨建資産

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

ニ．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ホ．外国為替予約取引の指図

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、投資信託財産に属する外貨建資産について、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ヘ．公社債の借入れ

(a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを行なうことの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- (b) (a)の指図は、当該借入に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

ト．資金の借入れ

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

法令に定める投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行ない、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

ファンドの主なリスクおよび留意点

ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。ファンドの収益や投資利回り等も未確定の商品です。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。

ファンドが投資する投資信託証券に組入れられた有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）の値動きにより、基準価額は変動します。投資信託は預貯金と異なります。ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でファンドを購入した場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資家の皆様には、ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。

イ．価格変動リスク

取引所に上場されている投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行なわれ、市場の需給を受けて価格が決定します。この市場価格の下落により、基準価額が変動することがあります。

ロ．株価変動リスク

投資信託証券への投資を通じて、実質的には株式を投資対象とする場合があります。株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

ハ．金利変動リスク

投資信託証券への投資を通じて、実質的には債券を投資対象とする場合があります。投資対象としている国の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーションが長いほど大きくなります。

デュレーションとは、「債券投資の平均回収期間」および「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味します。

ニ．為替変動リスク

投資信託証券への投資を通じて、日本以外の外国の有価証券等に投資を行なう場合は、為替リスクが発生し、各国通貨の円に対する為替レートにより、ファンドの基準価額が変動します。為替レートは投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により大幅に変動します。ファンドは実質的に保有する外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となります。

ホ．カントリー・リスク

投資信託証券への投資を通じて、海外の金融・証券市場に投資を行なう場合は、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。また、投資対象先がエマージング・マーケット（新興国市場）の場合には、特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等）が想定されます。

ヘ．解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額の変動リスク

解約資金を手当するため、保有する有価証券を売却いたします。その際には、取引執行コストがかかり、ファンドの基準価額の下落要因となります。また、売却の際の市況動向や取引量等の状況によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入を行なうことによりファンドの解約代金の支払に対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

ト．信用リスク

投資信託証券への投資を通じて、実質的に投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により有価証券等の価格が下落すると、ファンドの基準価額の下落要因となります。

チ．物価変動リスク

投資信託証券への投資を通じて、実質的には各国の物価連動国債を投資対象とする場合があります。各国における物価の下落(上昇)は、その国の物価連動国債の元本および利払い額を減少(増加)させ、基準価額の変動要因となります。

リ．不動産市場に関するリスク

投資信託証券への投資を通じて、実質的にはREITを投資対象とする場合があります。REITの価格は当該REITが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。REITの価格が変動すればファンドの基準価額が変動する要因となります。

ヌ．流動性リスク

取引所に上場されている投資信託証券を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能となるリスクがあります。例えば、市況動向や取引所に上場されている投資信託証券の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入れている取引所に上場されている投資信託証券を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

ル．商品市況の変動リスク

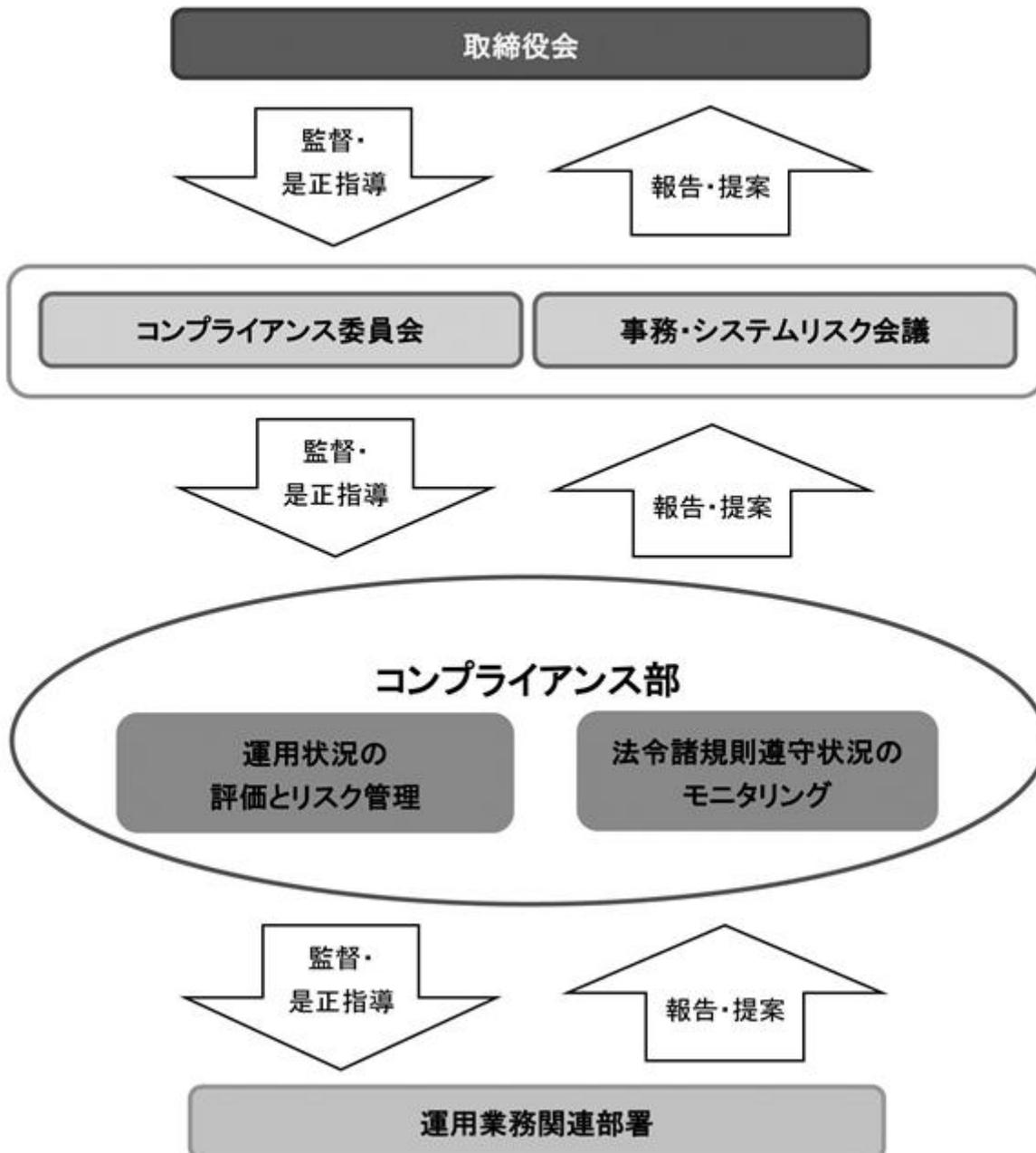
投資信託証券への投資を通じて、実質的には商品先物取引を投資対象とする場合があります。商品先物の取引価格は、様々な要因(商品の需給関係や為替、金利、天候、景気、農業生産、貿易動向、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等)で変動します。商品先物取引の価格が変動した場合には、ファンドの基準価額の変動要因となります。

ヲ．その他の留意点

- (a) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (b) 信託財産の資金管理を円滑に行なうため、原則として1日1件10億円を超える一部解約は行なえないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
- (c) 受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、償還する場合があります。
- (d) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被り基準価額が下落する可能性があります。

投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



* 全社的なリスク管理

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。

また、コンプライアンス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減に係る施策などの構築を行っています。

* 運用状況の評価・分析とリスク管理

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行い、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行います。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

* 上記体制は、本書提出日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.24%（税込）を上限として各販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

各ファンド間の乗り換え（「スイッチング」）の場合には、別途販売会社の定める手数料率が適用されることがあります。ただし、販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

また、販売会社によっては、償還乗換えおよび償還前乗換えの場合、異なる手数料が適用されることがあります。

スイッチング、償還乗換えおよび償還前乗換の取扱い等についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

信託財産留保額ははありません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.0044%（税抜0.93%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬にかかる委託会社、受託会社および販売会社の間の配分は次の通りになります。

純資産額	(年率)			
	委託会社	販売会社	受託会社	合計
200億円以下の部分	0.4320% (税抜 0.40%)	0.5400% (税抜 0.50%)	0.0324% (税抜 0.03%)	1.0044% (税抜 0.93%)
200億円超500億円以下の部分	0.3780% (税抜 0.35%)	0.5940% (税抜 0.55%)	0.0324% (税抜 0.03%)	1.0044% (税抜 0.93%)
500億円超の部分	0.3240% (税抜 0.30%)	0.6480% (税抜 0.60%)	0.0324% (税抜 0.03%)	1.0044% (税抜 0.93%)

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期間終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）に当該終了日までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了日までに計上された金額を投資信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等および地方消費税に相当する額は、信託財産中から支弁します。

委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託会社に対して支払われます。

- 1 税額は、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。
- 2 なお、各ファンドが投資する投資対象ファンドにおいて管理報酬等が別途かかります。各投資対象ファンドの管理報酬等は、概ね0.07～0.75%程度になると考えられますが、各投資対象ファンドにより管理報酬等が異なることや各投資対象ファンドの組入比率により実質的な組入ファンドの管理報酬等が変動すること等から、一律に費用を明示することができません。

* 投資対象の候補とする投資信託証券の管理報酬等

（純資産総額に対する年率）

投資対象の候補とする投資信託証券の名称	管理報酬率 1 （税抜）
iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	0.07%
iシェアーズ MSCI EAFE ETF	0.34%
iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF	0.67%
iシェアーズ 世界国債UCITS ETF	0.20%
iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券UCITS ETF	0.45%
iシェアーズ 米国不動産 ETF	0.45%
iシェアーズ S&P GSCI™ コモディティ・インデックス・トラスト	0.75%

1 管理報酬率に段階料率がある投資信託証券については最高料率を記載しています。

2 上記の内容は平成26年9月末現在で委託会社が知りうる情報を基に作成されたものであり、上記の管理報酬率は今後変更される場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかる場合があります。

（4）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産の中から支弁します。

投資信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟・係争物たる権利、その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料）は受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

投資信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料等、当該売買委託手数料等に係る消費税に相当する金額は、投資信託財産の中から支弁します。

投資信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は投資信託財産の中から支弁します。

その他の手数料については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、費用の合計額は、保有期間や運用の状況等に応じて異なります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として扱われます。

個人の受益者の場合

1) 収益分配金の取扱い

収益分配金は、配当所得として課税され、以下の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、申告不要制度を選択せずに、総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択して確定申告を行うこともできます。

2) 一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、以下の税率で源泉徴収されます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

(注1) 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

(注2) 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行なうことにより上場株式の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

また、益金不算入制度は適用されません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

(注) 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

税法が改正された場合等は、上記「(5) 課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「楽天グローバル・バランス（安定型）」

（平成26年9月30日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託証券	61,979,920	98.15
内 アメリカ	18,586,849	29.44
内 アイルランド	43,393,071	68.72
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,165,246	1.85
純資産総額	63,145,166	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

「楽天グローバル・バランス（成長型）」

（平成26年9月30日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託証券	297,898,412	97.72
内 アメリカ	164,046,853	53.81
内 アイルランド	133,851,559	43.91
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	6,937,809	2.28
純資産総額	304,836,221	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

「楽天グローバル・バランス（積極型）」

（平成26年9月30日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託証券	1,156,403,529	97.37
内 アメリカ	866,483,998	72.96
内 アイルランド	289,919,531	24.41
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	31,176,165	2.63
純資産総額	1,187,579,694	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「楽天グローバル・バランス（安定型）」

（平成26年9月30日現在）

	銘柄名 地域	種類 業種	口数	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	投資 比率 (%)
1	iシェアーズ 世界国債 UCITS ETF アイルランド	投資信託 証券 -	3,394	12,267.15 41,635,029	11,897.76 40,381,005	63.95
2	iシェアーズ MSCI EAFE ETF アメリカ	投資信託 証券 -	1,203	7,304.47 8,787,305	7,023.40 8,449,158	13.38
3	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF アメリカ	投資信託 証券 -	324	21,858.25 7,082,076	21,756.47 7,049,096	11.16
4	iシェアーズ MSCI エマージング・ マーケット ETF アメリカ	投資信託 証券 -	679	4,941.66 3,355,392	4,548.74 3,088,595	4.89
5	iシェアーズ・J.P.モルガン・米ドル 建エマージング・マーケット債券 UCITS ETF アイルランド	投資信託 証券 -	246	12,540.78 3,085,032	12,244.17 3,012,066	4.77

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率(%)
投資信託証券	98.15
合計	98.15

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

「楽天グローバル・バランス（成長型）」

（平成26年9月30日現在）

	銘柄名 地域	種類 業種	口数	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	投資 比率 (%)
1	iシェアーズ 世界国債 UCITS ETF アイルランド	投資信託 証券 -	9,407	12,262.77 115,356,490	11,897.76 111,922,248	36.72
2	iシェアーズ MSCI EAFE ETF アメリカ	投資信託 証券 -	8,407	7,300.31 61,374,655	7,023.40 59,045,778	19.37
3	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF アメリカ	投資信託 証券 -	2,410	21,858.25 52,678,405	21,756.47 52,433,095	17.20
4	iシェアーズ MSCI エマージング・ マーケット ETF アメリカ	投資信託 証券 -	5,057	4,941.66 24,990,012	4,548.74 23,002,988	7.55
5	iシェアーズ・J.P.モルガン・米ドル 建エマージング・マーケット債券 UCITS ETF アイルランド	投資信託 証券 -	1,791	12,540.78 22,460,538	12,244.17 21,929,311	7.19

6	iシェアーズ 米国不動産 ETF アメリカ	投資信託 証券	-	1,982	8,101.48 16,057,151	7,619.90 15,102,659	4.95
7	iシェアーズ S&P GSCI™ コモディ ティ・インデックス・トラスト アメリカ	投資信託 証券	-	4,387	3,364.93 14,762,259	3,296.63 14,462,333	4.74

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率（%）
投資信託証券	97.72
合計	97.72

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

「楽天グローバル・バランス（積極型）」

（平成26年9月30日現在）

	銘柄名 地域	種類 業種	口数	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	投資 比率 (%)	
1	iシェアーズ MSCI EAFE ETF アメリカ	投資信託 証券	-	40,179	7,304.03 293,468,932	7,023.40 282,193,449	23.76
2	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF アメリカ	投資信託 証券	-	10,886	21,858.25 237,949,012	21,756.47 236,840,943	19.94
3	iシェアーズ 世界国債 UCITS ETF アイルランド	投資信託 証券	-	14,592	12,267.04 179,002,247	11,897.76 173,612,146	14.62
4	iシェアーズ 米国不動産 ETF アメリカ	投資信託 証券	-	15,356	8,076.42 124,022,012	7,619.90 117,011,322	9.85
5	iシェアーズ S&P GSCI™ コモディ ティ・インデックス・トラスト アメリカ	投資信託 証券	-	35,483	3,373.79 119,712,652	3,296.63 116,974,464	9.85
6	iシェアーズ・J.P.モルガン・米ドル 建エマージング・マーケット債券 UCITS ETF アイルランド	投資信託 証券	-	9,499	12,541.43 119,131,325	12,244.17 116,307,385	9.79
7	iシェアーズ MSCI エマージング・ マーケット ETF アメリカ	投資信託 証券	-	24,944	4,932.58 123,040,172	4,548.74 113,463,820	9.55

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率（％）
投資信託証券	97.37
合計	97.37

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年9月30日現在及び同日前1年以内における各月末営業日及び各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

「楽天グローバル・バランス（安定型）」

	純資産総額		1口当たりの純資産額	
	(分配落) (円)	(分配付) (円)	(分配落) (円)	(分配付) (円)
設定時 (平成21年8月7日)	5,270,000	-	1.0000	-
第1計算期間末 (平成22年8月20日)	325,015,884	325,015,884	0.8891	0.8891
第2計算期間末 (平成23年8月22日)	59,167,580	59,167,580	0.8431	0.8431
第3計算期間末 (平成24年8月20日)	41,354,293	41,354,293	0.8788	0.8788
第4計算期間末 (平成25年8月20日)	51,686,012	51,686,012	1.0845	1.0845
平成25年9月末日	52,323,505	-	1.1116	-
10月末日	53,971,424	-	1.1417	-
11月末日	55,922,970	-	1.1759	-
12月末日	56,748,754	-	1.2013	-
平成26年1月末日	54,957,821	-	1.1688	-
2月末日	56,244,824	-	1.1790	-
3月末日	56,376,215	-	1.1888	-
4月末日	56,935,505	-	1.1947	-
5月末日	57,670,650	-	1.1996	-
6月末日	58,411,636	-	1.2019	-
7月末日	59,466,843	-	1.2136	-
第5計算期間末 (平成26年8月20日)	61,114,386	61,114,386	1.2165	1.2165
8月末日	61,441,568	-	1.2251	-
9月末日	63,145,166	-	1.2509	-

「楽天グローバル・バランス（成長型）」

	純資産総額		1口当たりの純資産額	
	(分配落) (円)	(分配付) (円)	(分配落) (円)	(分配付) (円)
設定時 (平成21年8月7日)	6,970,000	-	1.0000	-
第1計算期間末 (平成22年8月20日)	307,010,187	307,010,187	0.9176	0.9176
第2計算期間末 (平成23年8月22日)	325,339,769	325,339,769	0.8709	0.8709
第3計算期間末 (平成24年8月20日)	384,630,240	384,630,240	0.9549	0.9549
第4計算期間末 (平成25年8月20日)	427,892,609	427,892,609	1.2229	1.2229
平成25年9月末日	447,191,465	-	1.2585	-
10月末日	481,429,261	-	1.2973	-
11月末日	498,254,196	-	1.3379	-
12月末日	213,531,046	-	1.3737	-
平成26年1月末日	270,389,140	-	1.3223	-
2月末日	277,653,818	-	1.3445	-
3月末日	279,696,645	-	1.3581	-
4月末日	286,543,750	-	1.3695	-
5月末日	288,870,915	-	1.3801	-
6月末日	293,819,219	-	1.3874	-
7月末日	291,683,164	-	1.4022	-
第5計算期間末 (平成26年8月20日)	292,980,069	292,980,069	1.4029	1.4029
8月末日	295,845,424	-	1.4151	-
9月末日	304,836,221	-	1.4433	-

「楽天グローバル・バランス（積極型）」

	純資産総額		1口当たりの純資産額	
	(分配落) (円)	(分配付) (円)	(分配落) (円)	(分配付) (円)
設定時 (平成21年8月7日)	133,618,320	-	1.0000	-
第1計算期間末 (平成22年8月20日)	592,147,602	592,147,602	0.9321	0.9321
第2計算期間末 (平成23年8月22日)	667,201,992	667,201,992	0.8771	0.8771
第3計算期間末 (平成24年8月20日)	842,883,494	842,883,494	0.9993	0.9993
第4計算期間末 (平成25年8月20日)	1,167,792,040	1,167,792,040	1.2903	1.2903
平成25年9月末日	1,198,316,025	-	1.3322	-
10月末日	1,210,592,584	-	1.3767	-
11月末日	1,025,536,883	-	1.4189	-
12月末日	902,268,552	-	1.4676	-
平成26年1月末日	931,599,071	-	1.4072	-
2月末日	971,438,540	-	1.4388	-
3月末日	994,040,631	-	1.4550	-
4月末日	1,041,029,918	-	1.4710	-
5月末日	1,065,581,808	-	1.4864	-
6月末日	1,092,527,002	-	1.4976	-
7月末日	1,122,830,435	-	1.5133	-
第5計算期間末 (平成26年8月20日)	1,134,677,290	1,134,677,290	1.5101	1.5101
8月末日	1,149,680,203	-	1.5245	-
9月末日	1,187,579,694	-	1.5514	-

【分配の推移】

「楽天グローバル・バランス（安定型）」

	1口当たり分配金 (円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000

「楽天グローバル・バランス（成長型）」

	1口当たり分配金 (円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000

「楽天グローバル・バランス（積極型）」

	1口当たり分配金 (円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000

【収益率の推移】

「楽天グローバル・バランス（安定型）」

	収益率(%)
第1計算期間	11.1
第2計算期間	5.2
第3計算期間	4.2
第4計算期間	23.4
第5計算期間	12.2

(注) 収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。なお、収益率は小数点第2位を四捨五入しています。

「楽天グローバル・バランス（成長型）」

	収益率(%)
第1計算期間	8.2
第2計算期間	5.1
第3計算期間	9.6
第4計算期間	28.1
第5計算期間	14.7

(注) 収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。なお、収益率は小数点第2位を四捨五入しています。

「楽天グローバル・バランス（積極型）」

	収益率(%)
第1計算期間	6.8
第2計算期間	5.9
第3計算期間	13.9
第4計算期間	29.1
第5計算期間	17.0

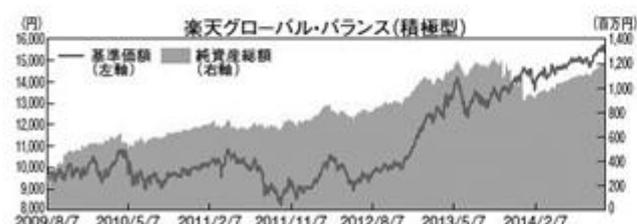
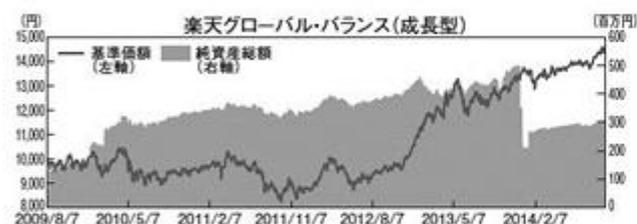
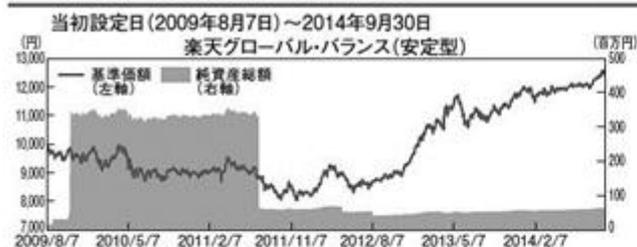
(注) 収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。なお、収益率は小数点第2位を四捨五入しています。

（参考情報）運用実績

2014年9月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



楽天グローバル・バランス(安定型)

基準価額	12,509円
純資産総額	63百万円

楽天グローバル・バランス(成長型)

基準価額	14,433円
純資産総額	304百万円

楽天グローバル・バランス(積極型)

基準価額	15,514円
純資産総額	1,187百万円

※第1期から第5期において分配金を支払っていないため、「分配金再投資基準価額」を表示しておりません。
 ※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

楽天グローバル・バランス(安定型)

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	設定来累計
2010年8月20日	2011年8月22日	2012年8月20日	2013年8月20日	2014年8月20日		
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

楽天グローバル・バランス(成長型)

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	設定来累計
2010年8月20日	2011年8月22日	2012年8月20日	2013年8月20日	2014年8月20日		
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

楽天グローバル・バランス(積極型)

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	設定来累計
2010年8月20日	2011年8月22日	2012年8月20日	2013年8月20日	2014年8月20日		
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

楽天グローバル・バランス(安定型)

銘柄名	投資比率(%)
1 iシェアーズ世界国債 UCITS ETF	63.95
2 iシェアーズMSCI EAFE ETF	13.38
3 iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	11.16
4 iシェアーズMSCIエマージング・マーケット ETF	4.89
5 iシェアーズ・J.P.モルガン・米ドル建エマージング・マーケット債券 UCITS ETF	4.77
短期金融資産、その他	1.85
合計	100.00

楽天グローバル・バランス(成長型)

銘柄名	投資比率(%)
1 iシェアーズ世界国債 UCITS ETF	36.72
2 iシェアーズMSCI EAFE ETF	19.37
3 iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	17.2
4 iシェアーズMSCIエマージング・マーケット ETF	7.55
5 iシェアーズ・J.P.モルガン・米ドル建エマージング・マーケット債券 UCITS ETF	7.19
6 iシェアーズ米国不動産 ETF	4.95
7 iシェアーズ S&P GSCI™ コモディティ・インデックス・トラスト	4.74
短期金融資産、その他	2.28
合計	100.00

楽天グローバル・バランス(積極型)

銘柄名	投資比率(%)
1 iシェアーズMSCI EAFE ETF	23.76
2 iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	19.94
3 iシェアーズ世界国債 UCITS ETF	14.62
4 iシェアーズ米国不動産 ETF	9.85
5 iシェアーズ S&P GSCI™ コモディティ・インデックス・トラスト	9.85
6 iシェアーズ・J.P.モルガン・米ドル建エマージング・マーケット債券 UCITS ETF	9.79
7 iシェアーズMSCIエマージング・マーケット ETF	9.55
短期金融資産、その他	2.63
合計	100.00

年間収益率の推移(暦年ベース)

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2009年は設定日(8月7日)から年末までの騰落率を、2014年は年初から9月末までの騰落率を、それぞれ表しています。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

(4) 【設定及び解約の実績】

「楽天グローバル・バランス（安定型）」

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	367,617,386	2,042,352	365,575,034
第2計算期間	11,866,465	307,263,804	70,177,695
第3計算期間	10,039,824	33,157,259	47,060,260
第4計算期間	11,229,098	10,629,228	47,660,130
第5計算期間	8,812,387	6,235,742	50,236,775

（注）当初申込期間中の設定数量は5,270,000口です。

「楽天グローバル・バランス（成長型）」

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	336,286,070	1,716,199	334,569,871
第2計算期間	43,558,926	4,563,894	373,564,903
第3計算期間	35,807,727	6,555,951	402,816,679
第4計算期間	42,744,824	95,659,142	349,902,361
第5計算期間	119,181,784	260,239,983	208,844,162

（注）当初申込期間中の設定数量は6,970,000口です。

「楽天グローバル・バランス（積極型）」

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	789,131,207	153,837,539	635,293,668
第2計算期間	229,554,897	104,176,181	760,672,384
第3計算期間	219,639,082	136,849,462	843,462,004
第4計算期間	186,142,982	124,533,898	905,071,088
第5計算期間	363,373,206	517,040,292	751,404,002

（注）当初申込期間中の設定数量は133,618,320口です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行なわれます。取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ニューヨーク、ロンドン証券取引所の休業日およびニューヨーク、ロンドンにおける銀行休業日には、取得の申込みはできません。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。ただし、申込手数料率は3.24%（税抜き 3.00%）を超えないものとします。

税法が改正された場合等には、上記手数料が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

申込代金は、販売会社が定める期日までにお支払いください。

詳細については、販売会社にお問い合わせください。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。

2【換金（解約）手続等】

一部解約の実行の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行なわれます。一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ニューヨーク、ロンドン証券取引所の休業日およびニューヨーク、ロンドンにおける銀行休業日には、換金の請求はできません。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた当該請求の受付を取消すことがあります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合にはこの限りではありません。

一部解約の価額は、販売会社において確認できます。一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額（解約価額）とします。なお、一部解約にあたり手数料はかかりません。

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

詳細については、販売会社にお問い合わせください。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国為替予約の仲値によって計算します。

ファンドの基準価額（1万口当たりで発表されます。）は毎営業日算出されます。最新の基準価額は、販売会社または委託会社の下記照会先にお問い合わせください。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に基準価額が掲載されます。

委託会社のお問合せ先

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6717-1900

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は原則として無期限です。ただし、下記「(5)その他 1)信託の終了（繰上償還）」の場合には、信託を終了します。

(4)【計算期間】

計算期間は、原則として毎年8月21日から翌年8月20日までとします。

ただし、各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(5) 【その他】

1) 信託の終了（繰上償還）

イ．委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- a 受益者の解約により受益権総口数が10億口を下回るようになった場合。
- b 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき。
- c やむを得ない事情が発生したとき。

ロ．上記イ．に該当する場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。

ハ．委託会社は、監督官庁よりこの信託約款の解約の命令を受けたとき等には、下記「書面決議」の手続きは適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

ニ．繰上償還を行なう場合は、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) 信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上この信託約款を変更すること、またはファンドと他のファンドの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができるものとします。信託約款の変更または併合を行なう際は、あらかじめ委託会社はその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ロ．委託会社は、上記イ．の変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合について、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知れたる受益者に対して交付し、書面決議を行ないます。

ハ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、下記「4）書面決議」の規定に従います。

3) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、契約締結日から1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4) 書面決議

イ．繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して委託会社は書面決議を行ないます。あらかじめ、書面決議の日、内容、理由等を定め、決議の日の2週間前までに受益者に対して書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を行ないます。

ロ．受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。受益者が議決権を行行使しない時は、書面決議について賛成したものとみなします。

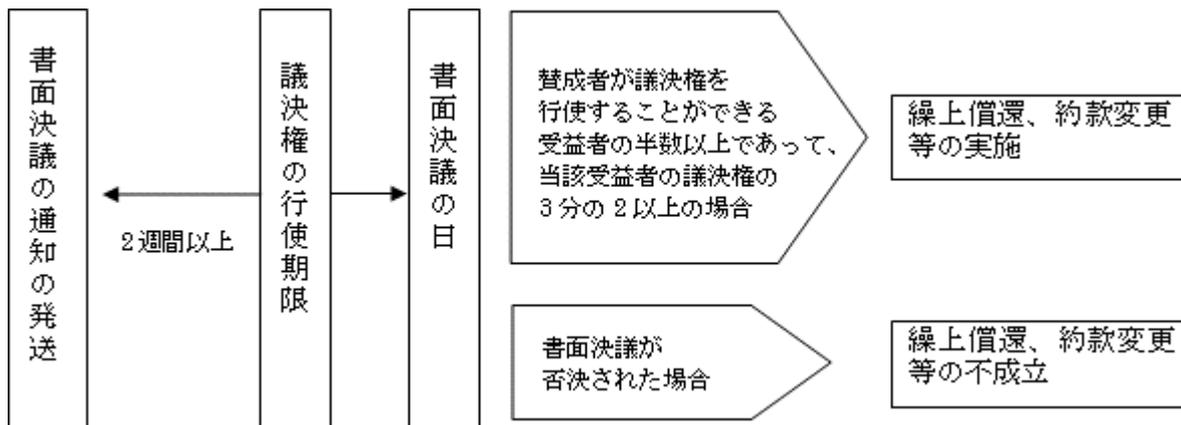
ハ．書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

ニ．繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

ホ．ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合に係る他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は他のファンドとの併合を行なうことはできません。

ヘ．ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

< 書面決議の主な流れ >



5) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

6) 投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期間末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときは最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

7) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記の「2）信託約款の変更等」に従い、新受託会社を選任します。
- ロ．委託会社が新受託会社を選任することができないとき、委託会社は、信託約款を解約し、信託を終了させます。

8) 公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

なお、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。

9) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

10) 信託契約に関する疑義の取扱い

信託契約の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行ないます。当該売付により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約（換金）の請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

（詳しくは、上記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）

反対者の買取請求権

信託契約の解約「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（5）その他 1）信託の終了（繰上償還）」、または信託約款の変更「同 2）信託約款の変更等」を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当計算期間（平成25年8月21日から平成26年8月20日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、従来、当ファンドが監査証明を受けている太陽ASG有限責任監査法人は、平成26年10月1日に名称を変更し、太陽有限責任監査法人となりました。

1【財務諸表】

【楽天グローバル・バランス（安定型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成25年8月20日現在	当期 平成26年8月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	221,231	44,992
コール・ローン	1,378,170	2,771,503
投資信託受益証券	50,415,967	58,668,036
流動資産合計	52,015,368	61,484,531
資産合計	52,015,368	61,484,531
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	20,079
未払受託者報酬	7,919	9,214
未払委託者報酬	238,615	276,188
その他未払費用	82,822	64,664
流動負債合計	329,356	370,145
負債合計	329,356	370,145
純資産の部		
元本等		
元本	47,660,130	50,236,775
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,025,882	10,877,611
（分配準備積立金）	5,072,817	10,305,362
元本等合計	51,686,012	61,114,386
純資産合計	51,686,012	61,114,386
負債純資産合計	52,015,368	61,484,531

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	平成24年8月21日 平成25年8月20日	自 至	平成25年8月21日 平成26年8月20日
営業収益				
受取配当金		1,071,950		1,373,062
受取利息		447		1,281
有価証券売買等損益		514,660		3,308,914
為替差損益		9,025,941		2,737,877
営業収益合計		10,612,998		7,421,134
営業費用				
受託者報酬		14,997		17,795
委託者報酬		452,180		534,845
その他費用		509,950		531,012
営業費用合計		977,127		1,083,652
営業利益又は営業損失（ ）		9,635,871		6,337,482
経常利益又は経常損失（ ）		9,635,871		6,337,482
当期純利益又は当期純損失（ ）		9,635,871		6,337,482
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		1,464,916		480,565
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		5,705,967		4,025,882
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,560,894		1,545,099
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,195,405		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		365,489		1,545,099
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		550,287
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		550,287
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		4,025,882		10,877,611

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成25年8月20日現在	当期 平成26年8月20日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	47,660,130口	50,236,775口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0845円 (10,845円)	1.2165円 (12,165円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 平成24年8月21日 至 平成25年8月20日	自 平成25年8月21日 至 平成26年8月20日
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(862,152円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(3,309,404円)、投資信託約款に規定される収益調整金(515,801円)及び分配準備積立金(901,261円)より分配対象額は5,588,618円(1万口当たり1,172.60円)であります。分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,110,297円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(4,746,620円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,541,596円)及び分配準備積立金(4,448,445円)より分配対象額は11,846,958円(1万口当たり2,358.22円)であります。分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券のほか、コールローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は価格変動リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成25年8月20日現在	当期 平成26年8月20日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 平成25年8月20日現在	当期 平成26年8月20日現在
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	272,156	2,838,851
合計	272,156	2,838,851

（デリバティブ取引に関する注記）

前期 平成25年8月20日現在	当期 平成26年8月20日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 平成24年8月21日 至 平成25年8月20日	当期 自 平成25年8月21日 至 平成26年8月20日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	前期	当期
	自 平成24年8月21日 至 平成25年8月20日	自 平成25年8月21日 至 平成26年8月20日
元本の推移		
期首元本額	47,060,260円	47,660,130円
期中追加設定元本額	11,229,098円	8,812,387円
期中一部解約元本額	10,629,228円	6,235,742円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額
投資信託 受益証券	アメリカ・ドル	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	324	64,706.04
		iシェアーズ 世界国債 UCITS ETF	3,295	369,303.60
		iシェアーズ・J.P.モルガン・米ドル 建エマージング・マーケット債券 UCITS ETF	246	28,186.68
		iシェアーズ MSCI EAFE ETF	1,151	76,794.72
		iシェアーズ MSCI エマージング・ マーケット ETF	679	30,656.85
	アメリカ・ドル	小計	5,695	569,647.89 (58,668,036)
投資信託受益証券 合計			5,695	569,647.89 [58,668,036]
合計				569,647.89 [58,668,036]

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）

- 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
- 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 5銘柄	100%	100%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【楽天グローバル・バランス（成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成25年8月20日現在	当期 平成26年8月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	472,830	3,274,220
コール・ローン	13,156,671	4,961,182
投資信託受益証券	416,637,837	286,426,458
流動資産合計	430,267,338	294,661,860
資産合計		
	430,267,338	294,661,860
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	65,421	45,712
未払委託者報酬	1,963,752	1,371,387
その他未払費用	345,556	264,692
流動負債合計	2,374,729	1,681,791
負債合計		
	2,374,729	1,681,791
純資産の部		
元本等		
元本	349,902,361	208,844,162
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	77,990,248	84,135,907
（分配準備積立金）	79,513,639	56,833,322
元本等合計	427,892,609	292,980,069
純資産合計		
	427,892,609	292,980,069
負債純資産合計		
	430,267,338	294,661,860

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	平成24年8月21日 平成25年8月20日	自 至	平成25年8月21日 平成26年8月20日
営業収益				
受取配当金		9,505,300		7,990,553
受取利息		4,826		2,501
有価証券売買等損益		18,950,816		26,477,591
為替差損益		80,673,983		25,026,851
営業収益合計		109,134,925		59,497,496
営業費用				
受託者報酬		130,349		107,587
委託者報酬		3,913,059		3,228,737
その他費用		1,079,556		1,030,913
営業費用合計		5,122,964		4,367,237
営業利益又は営業損失（ ）		104,011,961		55,130,259
経常利益又は経常損失（ ）		104,011,961		55,130,259
当期純利益又は当期純損失（ ）		104,011,961		55,130,259
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		18,558,774		26,755,093
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		18,186,439		77,990,248
剰余金増加額又は欠損金減少額		10,723,500		38,198,787
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,082,243		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		6,641,257		38,198,787
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		60,428,294
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		60,428,294
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		77,990,248		84,135,907

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成25年8月20日現在	当期 平成26年8月20日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	349,902,361口	208,844,162口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2229円 (12,229円)	1.4029円 (14,029円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 平成24年8月21日 至 平成25年8月20日	自 平成25年8月21日 至 平成26年8月20日
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(7,954,947円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(62,946,571円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,292,979円)及び分配準備積立金(8,612,121円)より分配対象額は81,806,618円(1万口当たり2,337.98円)であります。分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,998,786円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(23,376,380円)、投資信託約款に規定される収益調整金(27,302,585円)及び分配準備積立金(28,458,156円)より分配対象額は84,135,907円(1万口当たり4,028.65円)であります。分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券のほか、コールローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は価格変動リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期	当期
	平成25年8月20日現在	平成26年8月20日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	平成25年8月20日現在	平成26年8月20日現在
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	12,773,534	17,737,408
合計	12,773,534	17,737,408

（デリバティブ取引に関する注記）

前期	当期
平成25年8月20日現在	平成26年8月20日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 平成24年8月21日 至 平成25年8月20日	当期 自 平成25年8月21日 至 平成26年8月20日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	前期	当期
	自 平成24年8月21日 至 平成25年8月20日	自 平成25年8月21日 至 平成26年8月20日
元本の推移		
期首元本額	402,816,679円	349,902,361円
期中追加設定元本額	42,744,824円	119,181,784円
期中一部解約元本額	95,659,142円	260,239,983円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額
投資信託 受益証券	アメリカ・ドル	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	2,410	481,301.10
		iシェアーズ 世界国債 UCITS ETF	9,282	1,040,326.56
		iシェアーズ・J.P.モルガン・米ドル 建エマージング・マーケット債券 UCITS ETF	1,791	205,212.78
		iシェアーズ MSCI EAFE ETF	8,323	555,310.56
		iシェアーズ MSCI エマージング・ マーケット ETF	5,057	228,323.55
		iシェアーズ S&P GSCI コモディ ティ・インデックス・トラスト	4,021	123,927.22
		iシェアーズ 米国不動産 ETF	1,982	146,707.64
	アメリカ・ドル 小計		32,866	2,781,109.41 (286,426,458)
投資信託受益証券 合計			32,866	2,781,109.41 [286,426,458]
合計				2,781,109.41 [286,426,458]

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）

- 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
- 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 7銘柄	100%	100%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【楽天グローバル・バランス（積極型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成25年8月20日現在	当期 平成26年8月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	2,239,464	922,370
コール・ローン	38,310,342	46,658,273
投資信託受益証券	1,133,404,825	1,092,850,093
流動資産合計	1,173,954,631	1,140,430,736
資産合計	1,173,954,631	1,140,430,736
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	176,865	167,602
未払委託者報酬	5,307,256	5,028,064
その他未払費用	678,470	557,780
流動負債合計	6,162,591	5,753,446
負債合計	6,162,591	5,753,446
純資産の部		
元本等		
元本	905,071,088	751,404,002
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	262,720,952	383,273,288
（分配準備積立金）	249,706,427	252,181,864
元本等合計	1,167,792,040	1,134,677,290
純資産合計	1,167,792,040	1,134,677,290
負債純資産合計	1,173,954,631	1,140,430,736

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	平成24年8月21日 平成25年8月20日	自 至	平成25年8月21日 平成26年8月20日
営業収益				
受取配当金		24,174,416		25,490,544
受取利息		13,176		8,203
有価証券売買等損益		49,426,400		105,756,232
為替差損益		192,821,323		57,464,103
営業収益合計		266,435,315		188,719,082
営業費用				
受託者報酬		325,717		338,233
委託者報酬		9,774,013		10,147,472
その他費用		1,789,644		1,746,726
営業費用合計		11,889,374		12,232,431
営業利益又は営業損失（ ）		254,545,941		176,486,651
経常利益又は経常損失（ ）		254,545,941		176,486,651
当期純利益又は当期純損失（ ）		254,545,941		176,486,651
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		24,567,978		51,124,284
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		578,510		262,720,952
剰余金増加額又は欠損金減少額		34,056,761		151,820,543
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		34,056,761		151,820,543
剰余金減少額又は欠損金増加額		735,262		156,630,574
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		735,262		156,630,574
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		262,720,952		383,273,288

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成25年8月20日現在	当期 平成26年8月20日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	905,071,088口	751,404,002口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2903円 (12,903円)	1.5101円 (15,101円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 平成24年8月21日 至 平成25年8月20日	自 平成25年8月21日 至 平成26年8月20日
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (21,754,680円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(208,223,283円)、投資信託約款に規定される収益調整金(13,948,330円)及び分配準備積立金(19,728,464円)より分配対象額は263,654,757円(1万口当たり2,913.08円)であります。分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (20,160,752円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(105,201,615円)、投資信託約款に規定される収益調整金(131,091,424円)及び分配準備積立金(126,819,497円)より分配対象額は383,273,288円(1万口当たり5,100.76円)であります。分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券のほか、コールローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は価格変動リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成25年8月20日現在	当期 平成26年8月20日現在
	1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 平成25年8月20日現在	当期 平成26年8月20日現在
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	41,391,148	83,324,101
合計	41,391,148	83,324,101

（デリバティブ取引に関する注記）

前期 平成25年8月20日現在	当期 平成26年8月20日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 平成24年8月21日 至 平成25年8月20日	当期 自 平成25年8月21日 至 平成26年8月20日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	前期	当期
	自 平成24年8月21日 至 平成25年8月20日	自 平成25年8月21日 至 平成26年8月20日
元本の推移		
期首元本額	843,462,004円	905,071,088円
期中追加設定元本額	186,142,982円	363,373,206円
期中一部解約元本額	124,533,898円	517,040,292円

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額
投資信託 受益証券	アメリカ・ドル	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	10,886	2,174,043.06
		iシェアーズ 世界国債 UCITS ETF	14,303	1,603,080.24
		iシェアーズ・J.P.モルガン・米ドル 建エマージング・マーケット債券 UCITS ETF	9,244	1,059,177.52
		iシェアーズ MSCI EAFE ETF	38,976	2,600,478.72
		iシェアーズ MSCI エマージング・ マーケット ETF	24,193	1,092,313.95
		iシェアーズ S&P GSCI コモディ ティ・インデックス・トラスト	32,522	1,002,328.04
		iシェアーズ 米国不動産 ETF	14,588	1,079,803.76
	アメリカ・ドル	小計	144,712	10,611,225.29 (1,092,850,093)
投資信託受益証券 合計			144,712	10,611,225.29 [1,092,850,093]
合計				10,611,225.29 [1,092,850,093]

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）

1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 7銘柄	100%	100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「楽天グローバル・バランス（安定型）」

（平成26年9月30日現在）

項目	金額または口数
資産総額	63,231,642円
負債総額	86,476円
純資産総額（ - ）	63,145,166円
発行済数量	50,481,017口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.2509円

「楽天グローバル・バランス（成長型）」

（平成26年9月30日現在）

項目	金額または口数
資産総額	308,520,014円
負債総額	3,683,793円
純資産総額（ - ）	304,836,221円
発行済数量	211,214,265口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.4433円

「楽天グローバル・バランス（積極型）」

（平成26年9月30日現在）

項目	金額または口数
資産総額	1,200,653,658円
負債総額	13,073,964円
純資産総額（ - ）	1,187,579,694円
発行済数量	765,486,282口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.5514円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替期間の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむをえない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換

受益者は、委託会社がやむをえない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約請求の受付、解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成26年9月末日現在）

資本金	150百万円
発行する株式の総額	30,000株
発行済株式の総数	13,000株

* 最近5年間における資本金の額の推移

平成22年 2月25日	225百万円
平成22年 3月29日	150百万円

(2) 会社の意思決定機構

取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなどは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行ないます。

監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行ないます。

（本書提出日現在）

(3) 投資運用の意思決定プロセス

投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。

運用部は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。

運用部のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用に係る諸規則等に当たって、ポートフォリオを構築・管理します。

コンプライアンス部は、投資信託財産の運用に係るコンプライアンス状況のモニタリングを行ない、これを運用部にフィードバックします。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言・代理業務を行なっています。

平成26年9月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	13本	165,944百万円
合 計	13本	165,944百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)		当事業年度 (平成26年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		301,147		711,666
前払費用		2,559		2,917
未収委託者報酬		78,306		133,348
未収収益		1		1
立替金		4,769		3,181
繰延税金資産		77,016		172,060
その他		359		-
流動資産計		464,160		1,023,175
固定資産				
有形固定資産	1	8,011	1	9,869
建物（純額）		6,307		5,435
器具備品（純額）		1,703		4,434
無形固定資産		314		78
ソフトウェア		314		78
投資その他の資産		50,661		56,791
投資有価証券		50,060		55,051
長期前払費用		601		1,739
固定資産計		58,988		66,739
資産合計		523,148		1,089,915

（単位：千円）

	前事業年度 （平成25年3月31日現在）	当事業年度 （平成26年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	3,607	1,927
未払費用	49,059	75,907
未払法人税等	21,848	31,058
未払消費税等	15,415	18,666
賞与引当金	6,146	21,001
役員賞与引当金	2,750	8,312
流動負債計	98,826	156,873
固定負債		
繰延税金負債	21	18
固定負債計	21	18
負債合計	98,847	156,891
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	355,454	153,274
利益剰余金合計	355,454	153,274
株主資本合計	424,261	932,990
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	38	33
評価・換算差額合計	38	33
純資産合計	424,300	933,023
負債・純資産合計	523,148	1,089,915

（ 2 ） 【 損益計算書 】

（ 単位：千円 ）

	前事業年度 （自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日）	当事業年度 （自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	827,410	1,420,115
運用受託報酬	3,072	-
その他営業収益	11,006	6
営業収益計	841,489	1,420,122
営業費用		
支払手数料	388,854	646,744
広告宣伝費	297	5,890
委託調査費	157	-
通信費	49,530	59,717
協会費	2,613	1,992
諸会費	136	172
営業費用計	441,588	714,517
一般管理費	1・2	1・2
一般管理費	181,012	254,786
営業利益	218,887	450,817
営業外収益		
受取利息	25	89
雑収入	47	-
営業外収益計	72	89
営業外費用		
有価証券売却損	-	133
営業外費用計	-	133
経常利益	218,960	450,773
税引前当期利益	218,960	450,773
法人税、住民税及び事業税	19,440	37,089
法人税等調整額	77,016	95,044
法人税等合計	57,576	57,954
当期純利益	276,536	508,728

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	631,990	631,990	147,725	22	22	147,748
当期変動額						
当期純利益	276,536	276,536	276,536			276,536
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				16	16	16
当期変動額合計	276,536	276,536	276,536	16	16	276,552
当期末残高	355,454	355,454	424,261	38	38	424,300

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	355,454	355,454	424,261	38	38	424,300
当期変動額						
当期純利益	508,728	508,728	508,728			508,728
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				5	5	5
当期変動額合計	508,728	508,728	508,728	5	5	508,723
当期末残高	153,274	153,274	932,990	33	33	933,023

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 10～18年

器具備品 3～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
有形固定資産	12,650千円	14,189千円

(損益計算書関係)

1. 役員報酬の範囲

	前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
取締役 年額	200,000千円	200,000千円
監査役 年額	30,000千円	30,000千円

2. 一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
人件費	117,040千円	149,265千円
減価償却費	2,641千円	2,893千円
賞与引当金繰入額	6,146千円	21,001千円
役員賞与引当金繰入額	2,750千円	8,312千円
地代家賃	11,837千円	12,294千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。

当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。

投資有価証券は、主に本邦通貨建ての短期公社債に投資をしている当社運用投資信託の安定運用を目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクは殆どないと認識しております。
未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1)現金・預金	301,147	301,147	-
(2)未収委託者報酬	78,306	78,306	-
(3)投資有価証券 其他有価証券	50,060	50,060	-
資産計	429,513	429,513	-
負債			
(1)未払費用	49,059	49,059	-
負債計	49,059	49,059	-

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1)現金・預金	711,666	711,666	-
(2)未収委託者報酬	133,348	133,348	-
(3)投資有価証券 其他有価証券	55,051	55,051	-
資産計	900,065	900,065	-
負債			
(1)未払費用	75,907	75,907	-
負債計	75,907	75,907	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金 (2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1)未払費用

未払費用は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	301,147	-
未収委託者報酬	78,306	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	50,060
合　　計	379,453	50,060

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	711,666	-
未収委託者報酬	133,348	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	50,070
合　　計	845,014	50,070

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	50,060	50,000	60
小　　計	50,060	50,000	60
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小　　計	-	-	-
合　　計	50,060	50,000	60

当事業年度（平成26年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	50,070	50,000	70
小　　計	50,070	50,000	70
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	4,981	5,000	18
小　　計	4,981	5,000	18
合　　計	55,051	55,000	51

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	5,860	-	133
合計	5,860	-	133

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (至平成26年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	406,365千円	265,745千円
未払費用	416千円	1,075千円
未払事業所税	143千円	162千円
未払事業税	2,148千円	3,031千円
賞与引当金	2,336千円	7,484千円
その他	640千円	1,741千円
繰延税金資産小計	412,049千円	279,241千円
評価性引当金	335,032千円	107,180千円
繰延税金資産合計	77,016千円	172,060千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	21千円	18千円
繰延税金負債合計	21千円	18千円
繰延税金資産純額	77,016千円	172,060千円
繰延税金負債純額	21千円	18千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (至平成26年3月31日)
法定実効税率	38.01%	38.01%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.52%	0.45%
住民税均等割等	0.43%	0.21%
評価性引当額の増減	61.30%	50.55%
その他	3.96%	0.98%
税効果適用後の法人税等の負担率	26.30%	12.86%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率の変更により繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）及び法人税等調整額に及ぼす影響は軽微であります。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）及び当事業年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合計
外部顧客への営業収益	827,416	3,072	11,000	841,489

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合計
外部顧客への営業収益	1,420,122	-	-	1,420,122

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都品川区	7,495 (平成25年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業		兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い及び事務代行の委託等	証券投資信託の代行手数料	186,311	未払費用	14,970

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都品川区	7,495 (平成26年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業		兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料	298,912	未払費用	21,090

- (注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．証券投資信託の代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

楽天(株)（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）	当事業年度 （自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）
1株当たり純資産額	32,638円49銭	71,771円05銭
1株当たり当期純利益金額	21,272円01銭	39,132円98銭

- （注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）	当事業年度 （自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）
1株当たり当期利益金額		
当期純利益金額（千円）	276,536	508,728
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	276,536	508,728
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000.00	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見取の条件と異なる条件であって見取の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）および（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）および（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本トラ スティ・サービス信託銀行 株式会社)	三井住友信託銀行 342,037百万円 (日本トラスティ・ サービス信託銀行 51,000百万円)	銀行法に基づき銀行業を営むと ともに、金融機関の信託業務の兼営 等に関する法律（兼営法）に基づ き信託業務を営んでいます。

*平成26年9月末日現在

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 設立年月日 : 平成12年6月20日
 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律
 に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成26年9月末日現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	

*平成26年9月末日現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・基準価額の計算等を行いません。なお、信託業
 務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に再信託することができます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売および一部解約に関する事務、収益分
 配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行いま
 す。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙および裏表紙に、委託会社の名称および本店の所在地、委託会社および当ファンドのロゴマークや図案を表示し、イラストや写真等を採用することがあります。また、目論見書の表紙に、当ファンドの概略的性格を表示する文言を記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙～本文の前までの記載等について
金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」をいう名称を使用することがあります。
委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間帯等
 - ・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- 使用開始日を記載することがあります。
届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
- ・届出をした日および当該届出の効力発生の有無を確認する方法
 - ・届出をした日および届出が効力を生じている旨、効力発生日
- 次の事項を記載することがあります。
- ・投資信託財産が受託会社において、信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべき旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ファンドの形態等を記載することがあります。
- (3) 交付目論見書に記載する運用状況に関する情報等は、適宜更新することがあります。
- (4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月28日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 芳 幸 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年10月10日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 芳 幸 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天グローバル・バランス（安定型）の平成25年8月21日から平成26年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天グローバル・バランス（安定型）の平成26年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年10月10日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 芳 幸 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天グローバル・バランス（成長型）の平成25年8月21日から平成26年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天グローバル・バランス（成長型）の平成26年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年10月10日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 芳 幸 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天グローバル・バランス（積極型）の平成25年8月21日から平成26年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天グローバル・バランス（積極型）の平成26年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。